

第1章

中国における人民代表大会制度の概要と歴史

中岡 まり

要約：

中国の人民代表大会は立法機関である「議会」に加えて、「国家権力機関」でもある。そのため、「人民代表」には、党組織、行政機関、司法・監察機関の者が含まれるなど、その構成に特徴がある。国家建設の進展により、人民代表大会に求められる役割は変化し、それに合わせて選挙法も改正を繰り返してきた。また、「国家権力機関」であるがゆえ、選出される人民代表があらかじめ想定されており、その設計通りに選挙結果を導くことが重要とされる。この使命を果たすべく、選挙過程は党によりコントロールされている。今後は、基層人大に求められる役割は市民のニーズへの対応など、さらに複雑化することが予想されるため、選挙制度への影響も注視する必要がある。

キーワード：中国 選挙 議会 人民代表大会 共産党

はじめに

競争的選挙は、人々の政治参加を可能にするもので、本来、権威主義体制にとってはその統治を動揺させる危険をはらむ可能性を持つ。にもかかわらず、多くの権威主義体制が競争的選挙を実施するのはなぜか。従来の研究は、この問題を取り上げる際に、国政選挙分析を行い、地方政治には関心が払われることは少なかった。本研究では、地方政治においては国政とは異なるダイナミズムや利害があるとして、地方議会選挙を分析対象として、その競争的選挙が権威主義体制の存続に与える影響を探ろうとするものである。

その中で、中国を扱う本研究は、中国の「議会」である人民代表大会（以下、人大と略す¹⁾）の選挙制度とその過程を分析対象とする。人大の選挙は、県レベルよりも上級においては間接選挙によって、県レベル以下は直接選挙によって、「議員」に相当する人民代表が選出されるため、本研究では直接選挙が実施される県レベル以下の人大選挙

¹日本では通常は、人民代表大会は「人代」と略される。その場合、人民代表大会代表は「人代代表」と略することになる。しかし、筆者は人民代表大会を中国語での略語のまま「人大」とし、人民代表大会代表を「人大代表」または「人代」と略すことにしている。

を分析対象とする。

中央と地方の関係を分析する上で、中国の特徴について述べておきたい。それは人事と税制によって、中央の地方に対するコントロールが機能している点である。権威主義体制下にあっても、中央の政治的指導者は地方の指導者の協力を得て統治を行うことが必要であろう。しかし地方の独立性の点からいえば、中国は中央のコントロールの方が強く機能している。人事の点からみると、エリートにとって地方の統治に成功することが中央政界への昇格の条件となっていることがわかる。現在、共産党中央の指導部にあたる共産党政治局常務委員7名位のうち、王滬寧以外はすべて地方指導者のトップである省党委員会書記を経て中央政界入りしている²。また、現在の各省・直轄市の党委書記のキャリアを見ると、ほとんどが途中で「国替え」のように省を異動して昇格していることが分かる。つまり、人事において1カ所で「独立王国」を築くことなく複数の省において安定した指導を行えることが昇格の条件である。このため、地方の利益を優先しすぎることは地方指導者にとってはリスクを伴う行為といえよう。また、1980年代には中央と地方の関係をめぐっては「地方保護主義」や「諸侯経済」が話題になったが、1994年に分税制が導入された結果、中央財政の税収確保には大きく寄与したものの、地方の末端政府は行政責任だけがのしかかり、税収は不足する事態となっている。このため、地方政府は財政確保のために土地売却に依存することになり、さらには地方債の危機や融資プラットフォームの乱立が問題となっている（孟、2017）³。つまり、財政上、地方政府は中央政府からの補助に大きく依存する形となっているのである。こうした人事と財政上の中央からのコントロールにより、地方政府および党委員会の指導者が党中央の意図から逸脱した政策を行うことは困難である。

とはいえ、基層に近づけば近づくほど、上級から指示された政策を浸透させる一方で、効率の良い統治を行うためには政策決定の過程にある程度市民の意見を反映させ、協調的なガバナンスを目指す必要が出てくる（中岡 2017）。郷・鎮レベルの政府・人大は上級からの指示にしたがいつつ市民との対立を避け協調せねばならないという課題を抱えているのである。よって、選挙工作も上級のそれとは異なる可能性がある。

研究プロジェクトの1年目となる本報告では、人大の概要とその特徴、選挙法を中心

² 習近平（国家主席・党総書記）は、浙江省党委書記、上海市党委書記（「習近平同志簡歴」）、李克強（國務院総理）は、河南省党委書記、遼寧省党委書記（「李克強同志簡歴」）、栗戦書（全人大常委長）は、陝西省・黒竜江省党委副書記を経て貴州省党委書記（「栗戦書同志簡歴」）、汪洋（全国政治協商会議主席）は、重慶市党委書記、広東省党委書記（「汪洋同志簡歴」）、趙楽際（規律検査委員会書記）は、青海省党委書記、陝西省党委書記（「趙楽際同志簡歴」）、韓正（國務院副総理）は、上海党委書記（「韓正同志簡歴」）を務めている。尚、上海市と重慶市は直轄市であり、省と同級に扱われる。

³ 2019年10月に国务院は「さらに大規模な減税と費用削減を実施した後、中央と地方の収入区分を調整する改革を進める方案」を公布し、地方税体制を健全化する改革を進めるとしたが、現状は進んでいない（中華人民共和国中央人民政府、2019）。

とする選挙制度の変遷、選挙制度とその過程に対する共産党のコントロールの在り方についてまとめる。本報告の構成は以下のとおりである。まず、第1節では全国人民代表大会の構成や機能など人大の概要とともに、「国家権力機関」としての特徴について述べる。第2節では、選挙法の変遷について、それぞれの時期により人大選挙に求められた役割の変化と関連付けて述べる。第3節では、選挙制度と選挙過程を取り上げ、一般的な選挙制度について述べ、選挙過程における共産党のコントロールについて明らかにする。最後にまとめを行い、次年度の計画の方向性について述べる。

第1節 人民代表大会の概要と特徴

1. 人民代表大会の概要

まず本項では、現在の全国人民代表大会（以下、全人大と略す）を中心に人大について紹介する。憲法では、「中華人民共和国のすべての権力は、人民に属する」（第2条1）とされ、さらに「人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会である」（第2条2）とされている。よって人大は人民が「国家権力を行使する」ための機関であって、単なる立法機関ではない。

下図1は中国の行政区分を示したものである。中央に相当する部分に全人大が設置され⁴、省レベル以下にそれぞれ人大が設置される。その中で県レベル以下⁵の人大代表はそれぞれが直接選挙により選出され、地級レベル以上⁶の人大代表はそれぞれが下級の人大代表の投票による間接選挙によって選出される。このため、国会議員に相当する全人大代表は最大で4回の間接選挙を経て選出されることになり、選挙民⁷の選択が反映されることは困難である。

4 特別行政区には、特別行政区基本法により、香港特別行政区立法会とマカオ特別行政区立法会が置かれる。両立法会はそれぞれの特別行政区基本法により「立法機関」とされており、「国家権力機関」である人民代表大会とは異なる性質を持つものである。

5 具体的には、区を設けない市、市轄区、県、自治県、郷、民族郷、鎮の人民代表大会を指す（「中華人民共和国全国人民代表大会和地方各級人民代表大会選挙法」（以下、「選挙法」と略す）第2条）。

6 具体的には、全国、省、自治区、直轄市、区を設ける市、自治州の人民代表大会を指す（「選挙法」第2条）。

7 有権者は資格を満たす者が自動的に権利を与えられているものだが、中国では以下の手順を経て投票の権利を有する「選挙民」として登録されるので、有権者と区別するため、中国語の「選民」の翻訳としては「有権者」ではなく「選挙民」を用いている。選挙民に認定される手順は、①満18歳以上で政治的権利を剥奪されていない者、選挙委員会により選挙権を行使できないと確認された精神疾患者を除き、選挙民名簿に登録する。②選挙民名簿を公開する。名簿に対して問題があると考える者は選挙委員会に訴える。③選挙民資格が認められたものに対して選挙民証を交付する。これにより投票が可能になる。（「選挙法」第26~28条）

全人大代表は4つの直轄市、22の省と「台湾省」⁸、5つの民族自治区、2つの特別行政区⁹と人民解放軍からそれぞれ選出される。全人大は任期5年を1期とする人民代表約3000人により構成される。2020年現在の中国全人大は第13期で、2017年に行われた間接選挙により選出された2980名が全人大人民代表となっている。全人大の人民代表はほとんどが他の職業との兼任であり、いわゆる「政治家」ではない。全人大代の会議は通常は年に1度3月5~15日に北京で開催され、全ての全人大代表がこれに参加する。

図1 中国の行政区分



(出所) 中岡(近刊)

全人大代表が一堂に会するのは年に1度、10日の会期期間中のみであるため、立法や経済計画・国家予算の遂行などにかんする実質的な執務は全人大常務委員会（以下、常委会と略す）が担う（「中華人民共和國憲法」第62条）。

常委会のメンバーは全人大代表から選出され、国家行政機関・審判機関・検察機関の職務と兼任することはできない。このため、これらの職務に就く場合には、常委会を辞さなければならない（「全国人民代表大會および地方各級人民代表大會組織法」第23条、以下、「組織法」と略す）。常委会は委員長1名、副委員長14名、秘書長1名、委員168

⁸ 中華人民共和國は、「台湾」を実効支配はしていないが、人民代表大會制度においては、これを「台湾省」として扱っている。台湾省代表は暫定的に13名とし、全人大常委会が選出方法を規定するとされている（全人大常委会副委員長兼秘書長王晨「関与『第12届全国人民代表大會第5次會議關於第13届全国人民代表大會代表名額和選舉問題的決定(草案)』的說明」（2017年3月8日第12届全国人民代表大會第5次會議）（2017年3月15日電・2017年3月16日掲載、新華社）。実際には人民解放軍と台湾省人民代表は、全人大常委会が協商選舉會議を開催し、台湾省代表としては、各地の台湾省籍を持つあるいは台湾生まれ、社会的拠点を持つ人々などを選出した（「人大台湾省代表團告訴你：代表團怎么産生的代表們怎么履職的」東方新聞（2017年3月10日）。

⁹ 前述したように香港・マカオのそれぞれの特別行政区には「議會」に相当するものとして立法會が設定される。これとは別に、それぞれの特別行政区の居民の中から「中国公民」が全人大代表に選出され、特別行政区からの代表として参加する（「中華人民共和國香港特別行政区基本法」第21条、「中華人民共和國澳門特別行政区基本法」第21条）。

名により構成されており、常委会委員長と副委員長、秘書長の計 10 名は共産党員で、副委員長 6 名が民主諸党派の長である。先に述べた通り、この常委会が実質的に最高権力機関として「国家権力を行使する」（「憲法」第 2 条）ことになる。

全人大常委会の下には弁公庁、法制工作委員会、予算委員会、香港特別行政区基本法委員会、マカオ特別行政区基本法委員会という工作機構と事務機構が置かれる（「組織法」第 27,28 条）。弁公庁の職員は公務員としての採用試験を経て採用される（中国人大綱、2020 年 1 月 19 日）。約 3000 人の人民代表の中で、通年で機能するのは 190 人ほどの全人大常委会で、その実務を支えているのが公務員ということになる。

また、全人大常委会には、代表資格審査委員会が設置される（「組織法」第 26 条）。これは「組織法」第 3 条に則り、選挙により当選した人民代表に対して資格審査¹⁰を行うもので、委員は常委会委員長会議が常委会委員の中から推薦して選出される。これは選出される側である人大代表の常務委員が、同じく選出される人大代表を審査することになり、第三者による審査に比べると客観性を欠くものといわざるを得ない。

全人大の機能の一つが立法である。そのために、全人大には 10 の専門委員会¹¹が置かれる。各専門委員会は主任委員と副主任委員と委員によって構成され、主席団から人民代表が推薦されて大会で採択される（「組織法」第 35 条）。また、必要に応じて専門家を顧問に任命することもできる（「組織法」第 36 条）。専門委員会は全人大主席団あるいは全人大常委会から交付された議案について審議するほか、自ら全人大主席団あるいは全人大常委会に議案を提出する（「組織法」第 37 条）。

地方各級人大は、県レベル以上の人大と郷鎮人大で職権が異なっている。県レベル以上の人大が国家レベルの計画や予算の執行、国民経済と社会発展計画にもかかわり、その執行や批准に対して責任を負うのに対して、郷鎮は郷鎮レベルの事務の遂行を求められている。また、県レベル以上の人大は常委会を設置し、同レベルの人民法院、人民検察院の長を選挙するのに対して、これらが同級に設置されていない郷鎮人大はそのような人事権を持たない（「中華人民共和国地方各級人民代表大会と地方各級人民政府組織法」第 8, 9 条）。

全人大は人民代表が 3000 名近い非常に大規模な「議会」であり、兼職しているものがほとんどであるため、閉会機関の活動が難しく、開会期間においても実質的な議論をすることは難しい。その一方で、人民代表たちが自らの考えで投票する場面が現れた時期もあった。2014 年は財務予算報告に対して反対 293 票、棄権 102 票が投じられた。

¹⁰ 刑事事件について内偵を受けていたり、起訴、裁判の過程にある者などは資格を持たないとされる（「全国人民代表大会および地方各級人民代表大会代表法」第 49 条）。

¹¹ 民族委員会、憲法と法律委員会、監察と司法委員会、財政経済委員会、教育科学文化衛生委員会、外事委員会、華僑委員会、環境及び資源保護委員会、農業及び農村委員会、社会建設委員会。

最高人民法院工作報告に対しては反対 378 票、棄権 95 票、最高検察院工作報告に対しては反対 390 票、棄権 108 票が投じられ（正北方網, 2014）、全人大が従来の「ゴム印」から脱却したといわれた。しかし、2018 年 3 月の国家主席の任期を制限する規定を撤廃する憲法改正案は反対 2 票、棄権 3 票で可決された。今後、全人大が審議機能を有することができるか、その選挙制度と合わせて見ていく必要がある。

2. 「国家権力機関」としての人民代表大会の特徴

本項では、人民代表大会が「議会」であるだけでなく、「国家権力機関」であることとその意味について述べる。

人民代表大会は英語で **People's Congress** と訳される。全人大は日本の衆議院との間で両国議会間の相互理解、信頼を深める「日中議会交流委員会」をもち、定期的な交流を行っている（『日本経済新聞』, 2020 年 1 月 9 日）。このことが示すように、一般的には全人大は「議会」、「立法機関」として認識されている。確かに、人民代表の代表団や常委会による立法のための議案提出が行われるなど、立法機関としての役割を果たしているが、それだけではない。「国家権力機関」であることが人民代表の役割と構成に対して重要な意味を持つ。

憲法は「中華人民共和国の一切の権力は人民に属する」（第 2 条）と規定しており、その「人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会と地方各級人民代表大会である」（第 2 条）とされている。よって「中華人民共和国全国人民代表大会は最高国家権力機関である」（第 57 条）。

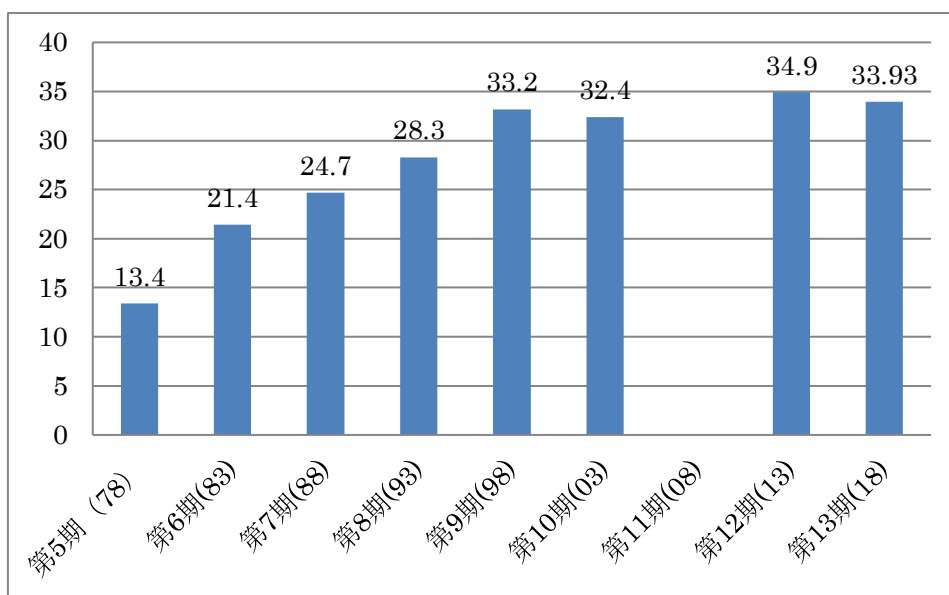
全人大が「最高国家権力機関」であり、地方各級人大が「国家権力機関」であることは、中国が三権分立の議院内閣制や大統領制ではなく議行合一制¹²を採っていることと大きくかかわっている。全人大および地方各級人大は、「人民に対して責任を負い、人民の監督を受ける」（「憲法」第 3 条）と規定されているため、人大に対して他の行政府や司法府によるチェックアンドバランスが働くメカニズムはない。その理由は、人大に対して他の機関が監督したりその機能を抑制したりすることは、即ち人民の権力を制限することになるため、これは忌避せねばならないからである。しかし、憲法に書かれた

¹² 人大と国務院（行政権を持つ）と人民法院（司法権を持つ）との関係は、以下のとおりで、任命する権限と罷免する権限を持つ。国家の行政機関、裁判機関および検察機関は、いずれも人民代表大会によって組織され、人民代表大会に対して責任を負い、その監督を受ける（「憲法」第 3 条 3）。全人大が中華人民共和国主席を選挙し、その国家主席の指名に基づいて全人大が国務院総理を選定し、国務院総理の指名に基づいて副総理、各部・委員会（日本の省庁に相当する）の部長・主任を選定する（「憲法」第 62 条）。最高人民法院院長・最高人民検察院検察長を選挙する（「憲法」第 62 条）。全人大は国家主席・副主席、国務院総理・副総理および各部委の部長・主任、最高人民法院院長、最高検察院検察長を罷免する権限を有する（「憲法」第 63 条）。

「人民」は抽象的な概念で実体はないため、現実的には「人民の監督を受ける」ことはできない。

次に議行合一制の国家権力機関であることが、全人大の構成に与える影響について述べる。「第13期全国人民代表大会代表選挙工作状况に関する報告」(2018)によると、現在の第13期全人大代表の構成は、以下の通りになっている。属性に関して見ると、少数民族が14.7%で前期の13.7%から増加し(中国人大新闻网, 2018年)、女性代表は24.9%で前期よりも1.5%増加した。現場に立つ労働者・農民は15.7%で2.28%増え、専門技術者は20.57%で0.15%の増加にとどまった。党政領導幹部は33.93%で0.95%減少した。ここで注目すべきは党政領導幹部が3割以上も含まれる点である。2018年選出の第13期では前期よりも減少したとされているが、下図2に示す通りこれまでの傾向を見ると、党政領導幹部の割合が大きく減ったわけではないことがわかる。

図2 党政指導幹部の比率



(出所)「图解人大：历届全国人民代表大会代表构成」と「关于第13届全国人民代表大会代表选举工作情况的报告」をもとに筆者作成¹³。

人大代表に3割以上も含まれる「党政幹部」とはどのようなものか。中国共産党中央の名義で公布された、党政領導幹部の選抜および任用方法を定めた「党政領導幹部選抜任用工作条例」(2019)によれば、党政領導幹部は以下の者を指す(第4条)¹⁴。中共中央、全国人大常委会、国务院、全国政治协商会议、中央規律検査委員会の工作部

¹³ 第11期については資料が得られなかった。()内は選出された年数を示す。

¹⁴ この「条例」が中国共産党中央の名義で公布されたことは、党の機関ではない国家機関などに勤務する者の人事考課についても共産党が管理していることを示す。

門の指導者、および機関の中で指導的職務に就く者、国家監察委員会、最高人民法院・最高人民検察院の指導者および機構内で指導的職務に就く者、県レベル以上の地方各級党委員会、人大常委会、政府、政治協商会議、規律検査委員会、監察委員会、人民法院、人民検察院の工作部門の指導者や機構の中で指導的職務に就く者である。

つまり、全人大代表の中には、国家や地方の行政機関、司法・検察機関および党組織で働く者が3割以上含まれているのである。たとえば、日本の議会に当てはめれば、市役所の幹部クラスの職員が市議会に議員として参加していることになる。市議会でも市中心的部の再開発問題が議題となる場面で、都市建設にかかわる部署の幹部が議員であった場合、この議員は情報において行政側の担当部署と同等かそれ以上の情報を持っていることになる。その場合、この議員は議員としての立場よりも市行政部門の幹部職員として行動し、市議会は行政部門に支配されるか、行政部門同士の交渉の場でしかなくなるだろう。

たとえば北京市西城区人大では以下のようなことが起こっている。北京市西城区人大常委会副主任のAは北京市西城区会計検査局長であり、北京市西城区会計検査局党組書記を兼務している。北京市西城区人大には同区人民政府の会計部門のトップが入っており、人民政府の財政や会計について審議することになる。その結果、審議はスムーズに進行すると考えられる。行政の意図が議会の場を経て「人民」の意思に変換され、立法化されるのである。これが議行合一制の具体例である。

このように人大は「国家権力機関」であるからこそ、「議会」と行政、司法が一体化しており、それを実現するために人民代表に党政領導幹部が30%以上も含まれるのである。このことは、選挙制度にも大きく影響している。

第2節 人民代表大会選挙制度の歴史：選挙法の変遷

人大制度は1954年から始まったが、それ以来、共産党にとっての位置づけや政治参加への考えの変化によって選挙法も改正されてきた。本節では、人大制度を支える選挙法の変遷について述べる。

選挙法は1954年の人大設立を前に1953年に成立した。しかし、文化大革命の間は人大も機能不全に陥り、選挙は開催されなかった。そして1979年になり、選挙が再開されることになったため、1979年に選挙法が修正された。その後、1982年、1986年、1995年、2004年、2010年、2015年に選挙法は改正されている。

1979年選挙法は「経済建設と改革開放というニーズに応えるために、地方政権体制をより良いものとし、地方の積極性を発揮させる」（中国網, 2010）ことも目的の一つとして改正された。改正というよりもむしろ新たに制定されたといつてよいほどに改正点が多岐にわたる。その方向性としては政治参加を拡大する方向にある。第1に直接選挙

の範囲の引き上げが行われた。直接選挙の範囲がそれまでの郷・鎮・市轄区から、県レベルまで一段階引き上げられた。これにより、より高いレベルの政策決定に対して人々が意思表示できることになった。第2に差額選挙の導入である。1953年選挙法では定数と候補者の数が等しい等額選挙が行われていたが、1979年選挙法では直接選挙は1.5～2倍、間接選挙は1.2～1.5倍の差額選挙を行うことが定められた。これは選挙民にとって、党の提示する選択肢に賛意を示す以外の選択肢を増やすことを意味した。第3に投票形態が無記名投票に限定されたことである。53年選挙法では無記名投票または挙手であったものが、無記名投票に統一された。これにより、以前と比べれば選挙民が意思表示しやすくなったといえるだろう。第4に推薦が行いやすくなったことである。代表候補者の推薦にかんしてはこれまで「選挙民または代表が連合してあるいは単独で代表候補者名簿を提出できる」とされていたものが「選挙民または代表3人以上の同意があれば可」に改正された。この「3人以上」という規定は、推薦をしたいと考える人々にとっては比較的容易なもので、これが1983年選挙時に多くの選挙民推薦の候補が増えたことにつながっている。代表候補者の宣伝も可能になった。しかし、選挙区割りにかんしては、生産単位・事業単位・および居住区による、と規定された。これにより、生産単位・事業単位ごとに代表定数を割り当てるのが可能になり、「職業代表」を選出する選挙の側面も現れるようになった(袁 2003, 170)。それと同時に大学も1つの選挙区となったことで学生が選挙に積極的に参加する風潮も現れた。特に北京においては多くの学生が自薦候補として選挙運動に参加し、大学が集中する海淀区では8人が区人大代表に当選し、北京市では計9名の学生が区人大代表となった(雷 2009, 65-66)。このことが、1982年の選挙法改正に影響を与えることになる。

1982年は第12回党大会が開かれ、この時期の党の新たな任務として経済発展の戦略目標が建てられ(中国網, 2012)、12月には現行憲法のもとになる82年憲法も制定され、改革開放に邁進した時期である。1982年選挙法の改正は代表候補者の宣伝と代表権格差について行われた。代表候補者の宣伝については、1979年まではそれぞれの党派・団体や選挙民が主催となっていたが、1982年選挙法からは選挙委員会がこれを一括して行うこととされた。これは当時、全人大常委会副委員長であり法制委员会主任でもあった習仲勳(習近平の父)が「(従来の方法は)規則が厳密ではなく、異なる理解が生じる可能性があったため」と説明している(雷 2009, 69)。ここで選挙管理工作と選挙運動が選挙委員会の管轄に一本化されたと考えられる。都市部と農村との代表権の格差を是正する改正も行われた。県・自治県の行政区域内で、鎮の人口が特に多いもの、または、県以下の人民政府の指導する企業・事業組織に所属しない職員・労働者が、全県の総人口の中で高い比率を占める場合は、省・自治区・直轄市の人大常委会の決定を経て、農村対鎮・企業・事業組織の代表する人口の比率を4対1から1対1に変えてもよいとした。これは、4対1のままにしておくと、県人民代表大会代表の中で鎮・企業と

事業組織の職員・労働者の代表の占める割合が高くなりすぎるためである。

1986年選挙法では、差額選挙の比がわずかだが、引き下げられ、直接選挙では4/3倍～2倍に変更された。選挙区の区分にかんしては居住地でもよく、生産単位、事業単位、工作单位に応じてでもよいとされた。最も大きな変化は推薦の厳格化である。これまで選挙民3名でも推薦ができたが、ここでは選挙民10名以上の連名に変更された。これは1982年選挙法に基づいて行われた1983年選挙で推薦された初歩候補があまりにも多く、正式候補者を確定する作業に負担がかかり過ぎたため、とされる(白鋼 2001, 124)。これにより、推薦のハードルが上がった。

1995年選挙法では過去10年の経験を総括して比較的大きな改正が行われた。1つ目は地方人大の定数の決定方法の変更である。86年選挙法では各省・自治区、直轄市人大常委会が決定するとしていたが、95年選挙法では基準となる代表定数を決めた上で、人口に応じて代表数を足す方式に変更された。これにより基本的な規模を保障したうえで、代表と人口の比率の均衡を図ることができるようにした。これは、社会の流動性が高まっていた状況¹⁵に対応した措置といえる。2つ目は代表と人口の比率を統一したことである。省・自治区および全人代レベルでは農村と都市の代表できる人口の割合をそれぞれ5:1と8:1としてきたのを、統一して4:1とした。さらに県レベル以上の人大において上級の人大代表を間接選挙で選ぶ際に、正式候補者決定の調整段階で、差額選挙の設定された比率を超える場合には「予備選挙」を行う規定が追加された。

2004年選挙法では、1995年選挙からさらに進んで、県レベル以下の人大の直接選挙においても予備選挙を導入することになったのが大きな特徴である。ここで正式代表候補者にかんして協議しても意見の一致がみられない時は、予備選挙を行い、票数の多寡にしたがい正式代表候補者名簿を確定する、とされた。また、選挙民への候補者の紹介については、これまでは「選挙委員会または人大主席団が選挙民あるいは代表に対して代表候補者の状況を紹介する」と形式的にしか規定されていなかったが、「選挙委員会は代表候補者と選挙民の面会、質疑応答する機会を作ることができる」として、選挙民と代表候補者の交流を可能にした¹⁶。

2010年選挙法では、地方各級人大と全人大共に農村と都市部の代表比率を同じにする改正がなされた。この改正について王兆国・全人大常委会副委員長は農村の経済水準の向上と都市化が進んだため、2008年から改正について調査検討を開始し、平等な選挙権を確保するために実施したと述べている(王兆国 2010)。これ以外の改正としては、

¹⁵ 県を越えた人口移動が、第4回人口センサス(1990年実施)では2135万人、第5回人口センサス(2000年実施)では7876万人であるという(劉 2005)。

¹⁶ 2006年選挙の際に、職場での代表候補者への質疑応答の会に参加した人物によれば、「なぜ自分のような経験不足の者が選ばれたのかわからない」と答えるなど、代表候補者として準備不足が質疑応答で露呈したケースがあったという。(2006年11月、中国人民大学での筆者によるインタビューによる。)

代表により広範な代表性を求め、基層においては労働者、農民、知識分子の割合を相応しいものにするよう求めた点、選挙機構にかんする項目を設けて選挙委員会について具体的に規定した点、郷鎮の合併により1つの郷鎮当たりの人口が増えた例があるため、郷鎮人大代表の定数の上限を引き上げた点、選挙民の選挙への積極性を引き出すために代表候補との面会の機会を「持つことができる」から「持たねばならない」に変更した点、脅迫や贈収賄といった選挙に対する破壊行為への対処について規定した点がある。

2015年選挙法では、「選挙活動」への取り締まりが強化され、代表候補者に対しては腐敗・汚職を取り締まるため身辺調査を強化する改正が行われた。選挙民や代表候補者になろうとする者、また代表候補者を擁立しようとする者に対しては、直接的または間接的な国外機関などからの物質的・金銭的援助を得てはならない、とした。また、これまでは全人大レベルのみであった代表資格審査委員会を地方レベルにも設置し、当選した代表に対して資格審査を行うこととした。

選挙法は5年に一度の選挙が終わる毎に、そこで現れた問題点を集約し、改正すべき点を挙げて、改正案を作成し、全人大常委会法制委員会が中心となって各地の専門家や学者の意見を聞きながら草案を作成していく¹⁷。より効率的な統治を目指して政治参加の拡大を図ることと、選挙過程や結果に対するコントロールのバランスを取りながら選挙法が改正されてきたことが現れている。

第3節 人民代表大会選挙制度と選挙過程について

本節では人大選挙制度と人大の選挙過程について説明する。前述したように、人大の選挙は県レベル以上の間接選挙とそれ以下のレベルの直接選挙に分かれている。

1. 人民代表大会選挙制度について

議行合一制を実施するために、性別比や民族といった個人的属性と党派、学歴、職業といった社会的属性について、人民代表の構成はあらかじめ設定されている。これは国家レベルの法律である「選挙法」や各級地方政府レベルごとに制定される「選挙実施細則」ではなく、さらに下級のレベルで出される「選挙工作に関する意見」の中で規定されることが多い。たとえば広東省清遠市の「市県鎮三級人民代表大会改選の選挙工作をよく行うことに関する意見」¹⁸では、選出されるべき人民代表の構成比率について、細

¹⁷ 専門家として全人大常委会法制委員会の会議に参加した北京市党校関係者への筆者のインタビューによる（2006年11月）。

¹⁸ この文献はウェブサイト「道客巴巴」doc88.comに掲載されている。道客巴巴は文書共有サイトで、取り扱う文書は業務用ツール系文書または各種ノウハウや知識に関わるものが中心となっている（日本貿易振興機構「中国文書共有サイト対策マニュアル」、2019年、<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/document/manual/china05.pdf>）。この文書

かく上級から指示されている。現場に立ち農業・工業に従事する労働者と農民、教育・科学研究・医療衛生などにかかわる専門技術者の代表比率を高めること、党政幹部の比率を前期よりも引き下げること、共産党員の比率は 65%を超えないこと、女性の比率を前期よりも高め、市・県・鎮人大においてそれぞれ 25%、24%、23%を下回らないようにすることが求められている。さらに、広東省という非公有制経済が発展している土地柄のため、「非公有制経済の代表的な人などの社会階層の人々が代表となることに対しては、統一的に計画して各方面に配慮し、質に注意し、各地の実情にふさわしい割合となるようにする」ことを求めている。

人民代表における党政幹部の比率は、党としては下げたい意向があり、たとえば安徽省滁州市来安县汧河镇、山東省煙台市長島県の「選挙工作をよく行うことに関する意見」では、共に幹部の割合を 25%以下に抑えるよう指示している。しかし、指示があるということは、規制しなければ党政領導幹部の比率が上がる傾向にあることを示している。

中国の「議会」は、議行合一制を具現化するためにも、人大代表に政府・党政機関に属する党政幹部がある程度含まれる必要がある。たとえば、衛乃斌(1994, 281,286)は、行政機能を果たすために地方人大代表には同級の党委・政府の指導者 3~5 名、規律検査委員会、党委組織部・宣伝部・統一戦線部・政法委員会の指導者、法院・検察院の指導者、人大常務委員弁公室などの責任者が必要であるとしている。

あらかじめ設定された代表構成を守り、議行合一制に基づいて指定された代表候補者を確実に当選させるために、選挙工作の過程は厳密に管理されている。

選挙結果を設定どおりに導かねばならない理由は、中国における選挙の目的とも関連している。一般に議会制民主主義において選挙に求められる機能には、①利益表出機能、②利益集約および統合機能、③政治的リーダーを補充する機能、④正統性の付与機能がある。①利益表出機能は意見・利益を「政策」という形にして社会に公表すること、②利益集約および統合機能は利益を社会から吸い上げ、調整すること、③政治的リーダーを補充する機能は選挙制度を経て、党内や在野の人材を政治の場に登場させること、④正統性の付与機能は、選挙で勝利した多数派がその統治に対して法的な正統性を獲得することである。

特に①、②は政治学では政党の役割としても挙げられる。しかし、実質的な一党独裁制下の中国にあっては、選挙において①利益表出機能と②利益の集約および統合機能は共産党にとって中心的な目的ではない。まず、利益表出機能は中国の選挙民と立候補者

共有サイトでは、ダウンロードするにあたり、ポイントが必要となっていて、文書を提供することにより文書をダウンロードするポイントが得られる仕組みである。こうした仕組みにより、2011年の選挙の際にいくつかの機密性は低いものの公的文書やそのひな形が外部に流通している状況は、当時の党の情報管理の低下やモラルの低下を示していると言えよう。

が求めるものであるが、共産党は「中国共産党党規約」において「中国の最も広範な人民の根本的利益を代表する」と定めているため、共産党にとっては他者に利益を表出させる必要はない。次に、現在の中国では複数政党制を採っていないため¹⁹、他の団体などは共産党の指導下にあるとされ²⁰、利益集約および統合の担い手としては中国共産党しか設定されていない。よって、選挙においては利益集約および統合機能がもためられることはない。ただし、その結果選ばれた人民代表大会と人民政府は、特に基層においては住民の利益を集約して政策に反映し、住民に支持される効率よい統治を求められることになる、という課題は残る。他方、政治的リーダーを補充する機能は、共産党にとっては非常に重要である。なぜなら、これまでも述べたように人大は立法機関のみならず行政機関の機能も併せ持つ権力機関だからである。前節でみたように、議行合一の権力機関においては、基層政府の重要なポストに就く人物が人大代表に選出され、人事面での議行合一が成立することは地方党组织にとっての至上命題でもある。また、正統性の付与機能は、共産党にとって選挙制度の有する最大の機能である。一党独裁を維持している共産党にとっても選挙という法的制度を通じて選挙民の支持を得た、という実績を以て支配の正統性を獲得することは不可欠である。

共産党が③政治的リーダーの補充と④正統性の付与という目的を達成するためには、③にかんしては政府と党の関係部門の幹部ら必要な候補者を当選させねばならない。また、④にかんしては、選挙に圧倒的に勝利し、共産党以外に政権を担当する存在などありえないこと、また国民から支持を受けていることを証明する必要がある。このために、選挙の過程と結果を共産党がコントロールしやすい仕組みを作っている。

2. 人民代表大会選挙過程のコントロール

まず、共産党が選挙結果をコントロールするために行っている施策を5つ挙げておく。第1に県レベルよりも上級人大では間接選挙を行うこと、第2に選挙工作におけるすべての過程を共産党がコントロールしていること、第3に選挙区を事業単位と居住区にわけていること、第4に選挙民の資格を限定していること、第5に候補者を限定し、立候

¹⁹中国では、中国共産党のほかに、民主諸党派と総称されている8つの「政党」がある。それらは中国国民党革命委員会、中国民主同盟、中国民主建国会、中国民主促進会、中国農工民主党、中国致公党、九三学社、台湾民主同盟である。「中国政治協商會議章程」（2018年3月27日）は「中国共産党の指導する多党協力と政治協商制度は我が国の基本的政治制度の一つである」と定めている。つまり、民主諸党派は共産党の指導下にあることになる。

²⁰「憲法」第5条では「一切の国家機関と武装力、各政党と各社会団体、各企業事業組織は必ず憲法と法律を遵守せねばならない」としており、民主諸党派と共に共産党も憲法を順守するものと考えられる。しかし、「憲法」前文では、「中国各民族は引き続き共産党の指導の下で（中略）わが国が富強・民主・文明と美しく調和した社会主義現代化強国となるよう建設し、中華民族の偉大なる復興を実現する」と定めている。このため、前文主義により、共産党はすべてを指導する、憲法を超えた存在となると解釈される。

補者²¹および想定外の当選者を出さないこと、である。これらの施策により、選挙結果は当初の設計通りとなり、選挙民の利益の表出は共産党の許容する範囲でのみ可能となる。

第1については、投票者を人大代表に限定することで、選挙結果をコントロールしやすくしている。市レベルの人大代表で党員は65%を超えないよう指導があり、全人大では2003年選出の第10期で73%、2008年選出の第11期で70.3%（人民網、2014）が共産党員であることが報道されており²²、共産党員は党規約の中で上級は下級に従うことが規定されている（「党規約」第10条（1））ため、各級人大において7割程度の人民代表は党の意向に忠実に行動すると考えられる。

第2については、「選挙委員会」の存在が重要となる。日本では、選挙管理委員会が「選挙管理」を行い、各立候補者や所属政党などが「選挙運動」を行う。しかし、中国においては「選挙管理」と「選挙運動」を一括して「選挙工作」として共産党が指導する「選挙委員会」がこれを行っている。広報・宣伝などの選挙運動を行う組織と管理する組織が一体化しているため、イレギュラーな運動をしようとする候補者や団体を排除し、共産党の意図する選挙を行うことができる。ここで「選挙法」と「北京市人民代表大会代表選挙実施細則」をもとに、選挙委員会の構成と活動について紹介しよう。区・県・郷・民族郷・鎮選挙委員会は、区・県人大常委会の指導を受ける。選挙委員会の責任者である主任と副主任は区・県人大常委会から任命される。つまり、区・県においては同級の人大常委会自身が次期の人大選挙を管理し、郷・鎮においては上級の人大常委会が選挙を管理することになる。「実施細則」では人大常委会が指導的地位を果たすように書かれているが、現場での実際の活動について定めた「選挙工作に関する意見」では、共産党組織が指導的地位を果たすことが書かれている（「中共汧河鎮委关于做好人民代表大会换届选举工作的意见」）。鎮の場合、まず鎮党委員会が党委員会書記を組長とする改選工作指導小組を組織し、同時に鎮選挙委員会を設立する。選挙過程においては終始、党の指導を堅持するよう求められ、党委員会の統一的指導の下、法に則って秩序ある進行が求められる。選挙委員会は実質的には党委員会およびその指導者が指導する選挙工作指導小組に指導されているのである。選挙委員会は、①選挙区の区分けと定員配分、②選挙民の管理にかかわる工作、③投票日の確定、④代表候補者名簿の確定と公布、⑤投票を主催、⑥選挙結果を確定し、当選者を公布、⑦法律に基づきその他の職責

²¹ 自ら人民代表の候補者となろうとする者は、中国語では「自己推薦自己的候選人」、「自薦候選人」、「独立候選人」と言うが、日本語の「立候補」に相当する単語はない。これは、立候補の概念が無く、制度上、立候補することが想定されていないためである。

²² 2013年選出の第12期と2018年選出の第13期については公表されていない。ネット上のQ&Aでは73%と書いているものもあるので、おそらく70%を越えており、党にとって不都合な数字ではないかと推測される。中国の統計は突然基準が変わったり、またある年度のみ数字が抜けたりと、統計がとれなくなることがよくある。

を果たす、という役割を持っている。

次に、選挙工作の過程で行われている第3、第4、第5の措置をまとめてみていこう。すなわち、第3の選挙区が事業単位と居住区に分けていること、第4の選挙民の資格を限定していること、第5の候補者を限定し、立候補者および想定外の当選者を出さないことである。

「選挙法」の規定によれば、選挙工作の過程は以下のように進んでいく。

- ①各区・県・郷に選挙委員会が設置される。
- ②選挙委員会が選挙区割りを行い、選挙区ごとの定数を決定する。
- ③選挙民が選挙民登録を行う。
- ④投票日20日前に、選挙委員会が選挙民名簿を公布する
- ⑤党派・団体と選挙民10名以上が代表候補者の推薦を行う。
- ⑥投票日15日前に、選挙委員会が推薦された代表候補者（初歩代表候補者）の名簿を取りまとめ、基本的プロフィールとあわせて公布する。
- ⑦選挙民小組が初歩代表候補者名簿に基づき、討論・協議する。
- ⑧投票日7日前までに選挙委員会が正式代表候補者名簿を決定し、代表候補者の名簿と基本的状況を公布する。
- ⑨選挙民の要求があれば、選挙委員会は正式代表候補者と選挙民の面接会を設定し、紹介や質疑応答の機会を設けねばならない。
- ⑩投票を実施する。
- ⑪選挙委員会が選挙結果を確定する。

この中で選挙結果を設計通りに導くのに重要な鍵となるのが、②選挙区割りと③・④の選挙民登録と資格審査、⑧正式代表候補者の決定の段階である。

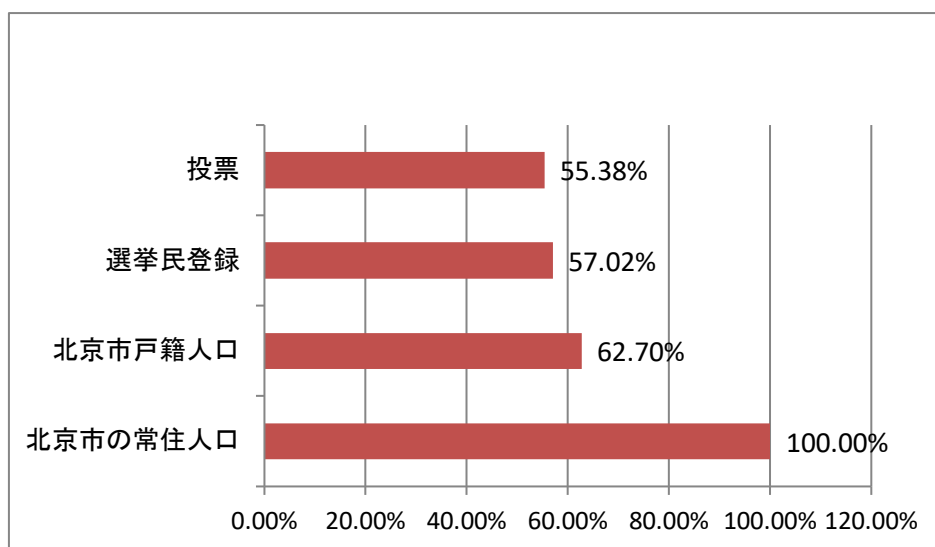
選挙区割りにおいて、日本では「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」（「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」第3条）とされており、行政区画をもとにわけられている。しかし、中国では事業単位ごとに選挙区を作ることが可能であるため、選挙区は事業単位によるものと日本と同様の居住区によるものの2種類がある。これは、議行合一制に必要な党政機関の幹部を当選させるために、必要な措置である²³。機関・企業。事業単位ごとの選挙区を作ること、選挙民登

²³ 「北京市人民代表大会選挙工作実施細則」第23条は、「区・県行政区内に中央・市に属する企業及び事業単位に勤務する者が総人口の中で比較的多くを占める場合には、中央・市に属する企業・事業単位ごとに単独の選挙区あるいは連合選挙区を作り、その結果、代表一人当たりの選挙民の人口が一般の選挙区よりも多くなっても良い」としている。

録や代表候補者の選抜のための協議、投票もすべて勤務時間内に行うことができる²⁴ため、選挙民を動員しやすくなり、議行合一制を実施するために必要な党政幹部を人民代表として当選させることができる。各機関や企業・事業単位から選出すべき人民代表の数と人物のプロフィールをあらかじめ想定したうえで選挙区割りを行うことが選挙委員会には可能である。

次に選挙民登録と資格審査が選挙結果に与える影響について述べる。選挙民登録の時点で、外来人口を選挙民から除外することで、北京の常住人口に比して有権者を減らし、管理しやすくすることができる。下図3は2016年選挙の時点での北京市の状況を示している。「実施細則」第31条は「戸籍が北京市にない現住人口は戸籍所在地で選挙に参加せねばならない。戸籍所在地に戻り選挙に参加できない者は、戸籍所在地で選挙民資格を有する証明を提出することで、現在の居住地において選挙民登録をすることができる」としている。その結果、北京市では常住人口を100%とすると北京市戸籍を持つ者は62.7%となり、そのうち選挙民登録をした者の割合は90.9%なので、常住人口全体と

図3 2016年時点での北京市の選挙民状況



(出所) 北京晨報網「《北京人口發展研究報告(2018)》發布 外来人口戸籍人口双下降」、京華時報「北京市区鄉鎮人大代表選挙產生」(2016年11月26日)に基づき、筆者作成。

の割合は57.02%になる。さらにこの中から投票する者が97.13%なので、常住人口全体からの比率は55.38%になる。最終的な報告では、投票率は97.13%とされるが、それは

²⁴ 日本では国政、地方選挙共に日曜に投票日が設けられるのが一般的である。しかし、中国の人大選挙では、投票日は平日に設定されている。それは、機関や企業・事業単位が選挙区になることが多く、平日の方が投票に動員しやすいためである。居住区に選挙権を持つのは退職した人などが多いため、平日であっても動員に困難は少ない。

北京市の常住人口から見ると 55.38%に過ぎないのである²⁵。

正式代表候補の決定についても選挙委員会が大きな役割を果たしている。選挙工作の過程で紹介したとおり、代表候補者の推薦は政党・団体が連合してあるいは単独で推薦すること、選挙民 10 名以上が連名で推薦することの 2 種類の方法がある（「選挙法」第 29 条）。いずれも初歩候補者として登録され、その後、選挙民小組などでの話し合いを経て、意見を集約し、その結果に基づき選挙委員会が正式候補者を決定する（「選挙法」第 31 条）。最終的には選挙委員会に正式代表候補者の決定権があり、その過程はブラックボックスとなっている。これにより、選挙委員会は選挙区割りの時点から想定していた人民代表にふさわしい人物を正式候補者としてリストに入れ、当選へと導くことができるようになっている。

おわりに

本報告では、中国の人民代表大会制度の概要と選挙法の変遷、選挙制度、そして選挙過程における共産党のコントロールについて述べた。なかでも、人民代表大会が議会であると同時に「国家権力機関」であるがゆえに、人民代表に党政機関・司法と監察機関の指導的幹部が含まれねばならないこと、その構成を守るために選挙過程が共産党によりコントロールされていることを指摘した。

選挙過程が共産党によってコントロールされ、選出過程で選挙民に提供される選択肢は限られている。にもかかわらず、結果として選出された人民代表や人民代表により選挙される人民政府は、特に基層においては住民のニーズを汲み、日々の細かな課題を解決することにより信頼を得て、効率の良い統治（good governance）を求められる。

おそらく、権威主義体制下での選挙の意味を地方政治を対象に考察する際には、この基層人大と政府が抱える課題を選挙においてどのように解消しようとするのか、を観察することが必要であろう。そこで、次年度は基層人大および政府の抱える問題とその解消方法について、選挙過程の中の試みを中心に研究したいと考える。

²⁵ これは全人口に基づいて計算しているため、18 歳以上の人口で計算すれば少し数値は上がると考えられる。しかし、北京市は少子高齢化が進んでおり、0-14 歳の常住人口の割合は 10.3%に過ぎない。この数値で計算した場合、投票した人数が成人年齢に達した常住人口に占める割合は 61%になる。

< 参考文献 >

< 中国語文献 >

- 白鋼主編 2001. 『数拠選挙一人代表選挙統計研究』、中国社会科学出版社。
- 北京晨報網「《北京人口發展研究報告（2018）》發布 外来人口戶籍人口双下降」、
人民網 <http://bj.people.com.cn/n2/2018/1210/c82840-32387213.html>
- 「北京市關於人民代表大會第法選舉實施細則」、第一範文網、
<https://www.diyifanwen.com/fanwen/xize/3570994.html>(2020年3月1日最終確認)。
- 東方新聞「人大台灣省代表團告訴你：代表團怎么產生的代表們怎么履職的」東方新聞
(2017年3月10日) <http://www.news.eastday.com/c/lh2017/u1a12794374.html>(2020年2月20日最終確認)。
- 京華時報「北京市區鄉鎮人大代表選舉產生」(2016年11月26日)
千龍網 <http://beijing.qianlong.com/2016/1126/1153260.shtml>
- 廣東省清遠市「關於做好市縣鎮三級人民代表大會換屆選舉工作的意見」
<http://www.doc88.com/p-9909131736004.html>(2020年2月29日最終確認)
- 雷弢 2009. 『参与的邏輯』、晨鐘書局(香港)。
- 全人大常委會副委員長兼秘書長王晨「關於『第12屆全國人民代表大會第5次會議關於第13屆全國人民代表大會代表名額和選舉問題的決定(草案)』的說明」(2017年3月8日第12屆全國人民代表大會第5次會議)(2017年3月15日電・2017年3月16日揭載、新華社)
- 全國人民代表大會副秘書長信春鷹「關於第13屆全國人民代表大會代表選舉工作情況的報告」(2018年2月23日)、中國人大網
http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2018-02/24/content_2038188.htm
- 袁達毅 2003. 『縣級人大代表選舉研究』、中國社會出版社。
- 王兆國「人大選舉法修正案(草案)」說明、
http://www.china.org.cn/learning_english/2010-03/09/content_19563284.htm
- 正北方網「全國人大閉幕會上的反對票：最高檢多於最高法」、2014年3月14日、
<http://www.news.sohu.com/20140314/n396577084.shtml>
- 「中華人民共和國憲法」(2018年3月11日第10屆全國人民代表大會第1回會議にて改正案採択)、中國共產黨員網(2020年3月7日最終確認)。
<http://news.12371.cn/2018/03/22/ARTI1521673331685307.shtml>
- 「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(1979年)
- 「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(1982年)
- 「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(1986年)
- 「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(1995年)

「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(2004年)

「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(2010年)

「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會選舉法」(2015年)

「中華人民共和國全國人民代表大會和地方各級人民代表大會組織法」(2015年)

中國共產黨新聞網「習近平同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608803.html>

中國共產黨新聞網「李克強同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608804.html>

中國共產黨新聞網「栗戰書同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608805.html>

中國共產黨新聞網「汪洋同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608807.html>

中國共產黨新聞網「王滬寧同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608808.html>

中國共產黨新聞網「趙樂際同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608809.html>

中國共產黨新聞網「韓正同志簡歷」

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1025/c414940-29608810.html>

中國人大網

http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2018-02/24/content_2038188.htm

中國人大網「全國人大機關 2020 年度考試錄用公務員面試公告」

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202001/9d0434f5a37d45c5b12e9ffc8174a46.shtml>

(2020年2月29日最終確認)。

中國人大新聞網「函解人大：歷屆全國人民代表大會代表構成」(2014年9月14日)

<http://npc.people.com.cn/n/2014/0912/c14576-25649395.html>

中國網「規範人大代表選舉－《選舉法》歷次修改回顧」(2010年3月13日)

http://www.china.com.cn/policy/txt/2010-03/13/content_19602418_2.htm

中國網「中國共產黨第 12 次全國代表大會簡介」

http://www.china.com.cn/guoqing/2012-08/29/content_26368286.htm

中華人民共和國中央人民政府「中華人民共和國澳門特別行政區基本法」

http://www.gov.cn/test/2005-07/29/content_18300.htm (2020年3月7日最終確認)。

中華人民共和國中央人民政府「中華人民共和國香港特別行政區基本法」

http://www.gov.cn/2005-07/29/content_18298.htm (2020年3月7日最終確認)。

中華人民共和國中央人民政府(2019)「國務院印發《實施更大規模減稅降費後調整中央與地方收入劃分改革推進法案》」(2019年10月9日)、

http://www.gov.cn/xinwen/2019-10/09/content_5437580.htm (2020年3月7日最終確認)。
中共汧河鎮委「關於做好人民代表大會換屆選舉工作的意見」(2011年)

<https://www.doc88.com/p-1436077806826.html>(2020年2月29日最終確認)。
中共中央「党政領導幹部選拔任用工作條例」(2019年3月公布)

<http://www.12371.cn/2019/03/17/ARTI1552825567208273.shtml> (2020年2月29日最終確認)。

<日本語文献>

中岡まり (近刊) 川島真・小嶋華津子編著『よくわかる中国』、ミネルヴァ書房、2020年4月予定。

中岡まり 2017. 「『協商民主』と地域社会—協商民主に探る新たな公共性創出の可能性」、小嶋華津子・島田美和編著『中国の公共性と国家権力—その歴史と現在』、慶應義塾大学出版会、2017年。

日本経済新聞「習氏訪日へ環境整備確認 中国序列3位と衆院議員団」2020年1月9日 日経電子版(2020年2月29日最終確認)。

孟健軍 2017. 「中国における財政制度改革に関する研究—中央と地方の関係の再構築に向けて」経済産業研究所『RIETI Discussion Paper Series 17-J-030』

劉農・王勤学・一ノ瀬俊明・大坪国順、2005、「中国国内における流動人口の空間分布およびその要因分析」、『地理学評論』78-9、586-600頁。

ロイター「国家主席任期撤廃、約3000票のうち反対2票—中国全人代が憲法改正、習氏の続投可能に」(2018年3月12日) 東洋経済

online<https://toyokeizai.net/articles/-/212150>